

5. 実施状況報告

多量排出事業者は、作成した処理計画の実施の状況について都道府県知事に報告しなければならない。また、都道府県知事は、提出された実施状況報告の内容をインターネットの利用により公表する。この公表を通じて、事業者の計画的な減量等や適正処理に向けての取組状況に関する情報が住民に提供されるとともに、関係者にもその周知が進められる。創意工夫のある取組に対しては住民や関係者から高い評価を受けることも予想される。事業者においても、公表された情報の内容を踏まえて、今後より高いレベルの処理計画を策定していくことにより、廃棄物の総合的な減量及びその適正な処理が一層推進される。

なお、処理計画の策定に当たって複数年度にわたる計画を策定している場合においても、多量排出事業者に該当した年度の翌年度に実施状況報告をしなければならない。

(1) 実施状況報告様式（規則第8条の4の6及び第8条の17の3）

実施状況報告は、規則様式第2号の9又は第2号の14により作成すること。実施状況報告は、提出先の承諾があれば、電子ファイルにより提出することができる。

記載する数値については重量で記載することとされているので、体積や個数で把握している場合には、重量に換算する。

電子マニフェスト使用義務者は、平成32年（2020年）度以降の様式第2号の14「電子情報処理組織の使用に関する事項」欄の「電子情報処理組織の使用に関して実施した取組」に、電子マニフェストへの加入、電子マニフェスト対応処理業者との契約等について記載する。また、情報処理センターへの登録が困難な場合として規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を記載する。他方、電子マニフェスト使用義務者でない事業者は、義務者に該当しない旨を記載する。

(2) 報告期限（規則第8条の4の6及び第8条の17の3）

多量排出事業者の実施状況の都道府県知事への報告期限は、翌年度の6月30日である。

実施状況の報告者については、製造業等の場合は、処理計画等の作成単位である事業場又は支店等を管理している代表者等（工場長、工場管理者、支店長など）とすることができる。建設業等の場合は、原則として、処理計画等の作成単位である支店等の代表者等（支店長など）とすることができる。

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年　月　日

都道府県知事
(市長) 殿

提出者

住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
事業の種類	
産業廃棄物処理計画における 計画期間	

産業廃棄物処理計画における目標値

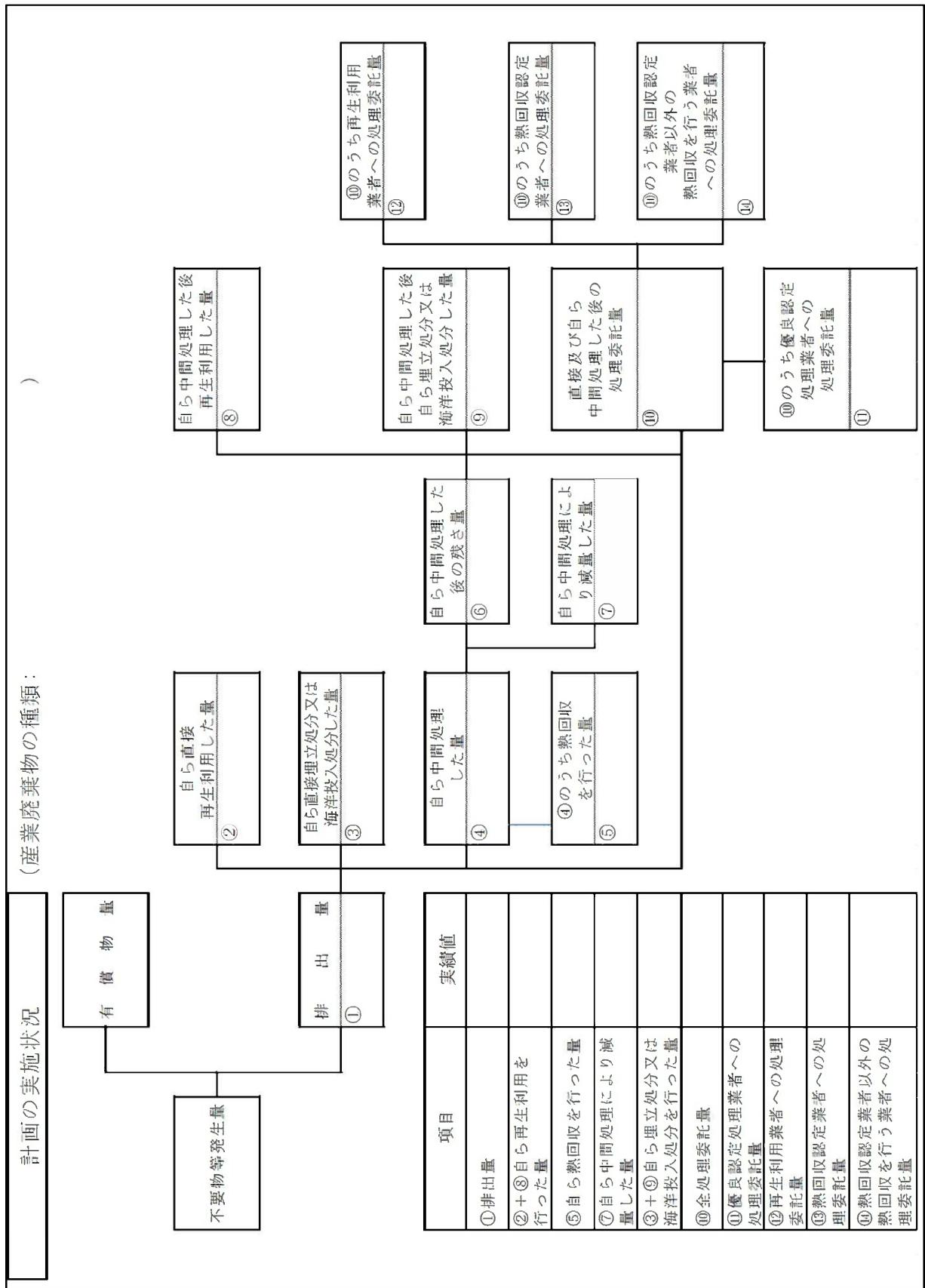
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係) 【平成31年（2019年）度までの様式（※）】

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年　月　日

都道府県知事
(市長) 殿

提出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

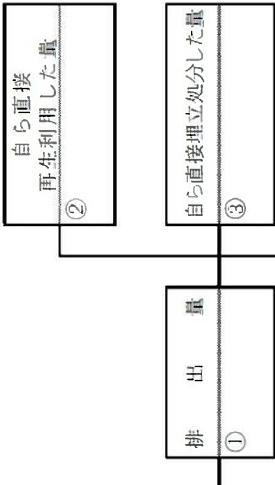
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間			
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

(※) 本様式は平成31年（2019年）度提出分が最後となる。平成32年（2020年）度以降は、本様式の次ページに掲載の平成32年（2020年）度以降の様式を用いること。

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:)



項目	実績値	自ら中間処理した後後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら埋立処分を行った量	自ら埋立処分を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理により減量した量
①排出量										
②+③自ら再生利用を行った量										
⑤自ら熱回収を行った量										
⑦自ら中間処理により減量した量										
⑨自ら埋立処分を行った量										
⑩全処理委託量										
⑪優良認定処理業者への処理委託量										
⑫再生利用業者への処理委託量										
⑬熱回収認定業者への処理委託量										
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量										



項目	実績値	自ら中間処理した後再生利用した量	自ら中間処理した後海洋投入処分した量
①排出量			
②+③自ら再生利用を行った量			
④のうち熱回収を行った量			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
⑪			
⑫			
⑬			
⑭			

(第2面)

備考

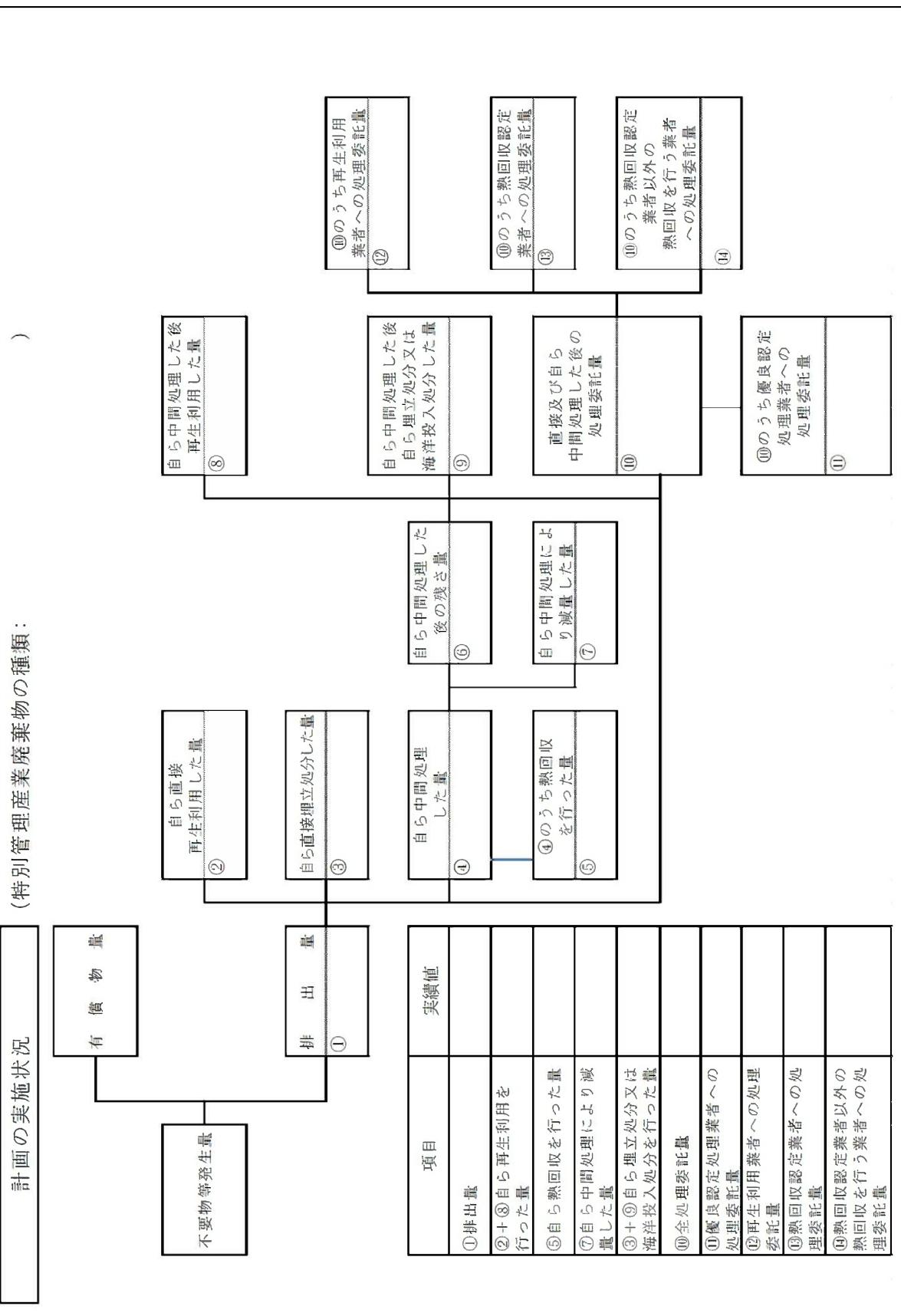
- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係) 【平成32年（2020年）度以降の様式】
 (第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
年　月　日			
都道府県知事 (市長)	殿		
提出者			
住 所			
氏 名			
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間			
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度	t
		前 年 度	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類:)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関する、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれとの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。